

平成23年11月28日

会 員 各 位

札幌市の「公契約条例」に対する協会としての取り組みについて

社団法人北海道ビルメンテナンス協会

会長 山田 春雄

拝啓 当会の各種活動につき、日頃ご理解とご協力を賜り、有難うございます。

さて、新聞等で報道されているとおり、札幌市は我々の会員企業に大きな影響を及ぼすことが予想される「公契約条例」を2012年3月に制定させることを目指しております。社団法人北海道ビルメンテナンス協会は、9月22日に「平成24年度入札に向けた要望書」を提出したほか、経営研究委員会において7月14日及び11月2日に札幌市との意見交換会を行い、当該条例に関する問題点の指摘、提言を行っております。

過日、札幌地区協議会との連名で添付の「公開質問および提言」提出をさせていただきましたので、会員各位にもご覧いただきたいと思っております。

当会としては最低制限価格率の引上げをはじめ、「公契約条例」によらない改善についての提言を行っておりますが、質問および提言に対する回答が得られない場合や現行の入札制度の改善が行われない場合には、公平な入札のため同条例について「反対」の立場を表明していく所存であります。

札幌市より「(仮称)札幌市公契約条例素案(市、ホームページ参照)」についてのパブリックコメントの募集が、11月22日より12月21日までの期間行われていますが、業界団体として一体となった対応をして参りたいと考えておりますので、同素案を熟読の上、ご質問、ご意見がございましたら、内容をお知らせの上、コメントにも応じていただきたくお願い申し上げます。

敬具

【 同条例に対する当会としての取り組みについてのご意見・お問い合わせ先 】

社団法人北海道ビルメンテナンス協会 事務局担当 及川 篤 宛

TEL : 011-615-1100 ・ FAX : 011-615-7055

以上

「公契約条例制定」に関する公開質問および提言

平成 23 年 11 月 28 日

札幌市長
上田文雄様

社団法人 北海道ビルメンテナンス協会

社団法人 北海道ビルメンテナンス協会
札幌地区協議会

当協会の運営につきましては、日頃から何かとご理解とご協力を賜わり、心から感謝申し上げます。

ビルメンテナンス業が行う建築物の保全管理業務は、衛生的で安全な環境を確保し、公共の安全や災害防止などに寄与することを目的としており、会員企業は、顧客、従業員および株主など全てのステークホルダーに対し、公正公平を基本にその社会的使命と責務を担い、適正なサービスの提供に努めておりますことを、先ずもってご理解いただきたくお願い申し上げます。

さて、札幌市は、市の公契約条例に係る従業員の賃金確保と提供役務サービスの質の向上、および従業員の生活安定に伴う経営の安定化の 3 つを目的とする「公契約条例」の制定を検討されています。

当協会は、7 月 14 日と 11 月 2 日に実施いたしました貴市との意見交換会、および 9 月 22 日提出の「平成 24 年度入札に向けての要望書」において、当該条例に関する問題点の指摘、提言をさせていただき、当協会との十分な協議と慎重なご検討をお願いしたところであります。

しかしながら、過日、一部新聞等で報道される中で、当協会からの質問に対しては未だ明確な回答がなく、具体的内容や検討状況が明らかにされておられません。

つきましては、下記のとおり改めて問題点を指摘、提言させていただきますので、ご回答よろしくお願い申し上げます。

また、パブリックコメントの募集にあたっては、条例の理念と骨子のみによることなく、本状で指摘の問題点および提言について、ご検討くださった具体的内容を踏まえて、実施していただきたくお願い申し上げます。

記

I 懸念される問題点と質問

1. 対象業務等について

- (1) 指定管理者についても条例の対象となるようですが、全ての施設を対象とするのか、適用対象とする範囲は予定価格に代えて管理費等の支出金額をもって限定するのか、ご説明願います。 また、公募・非公募となっている施設を含め、現在、管理運営が行われている施設に条例を適用する場合、指定管理費の変更をどのように行い、清掃などの業務委託されている契約金額の変更をどのように担保していくのか、ご説明願います。 さらに、条例施行後に指定管理者の選定が行われる施設について、条例の遵守を評価項目の加えられるのかもお示し願います。
- (2) 設備管理業務や清掃・設備管理・警備業務などを含む総合管理業務も予定価格が一定金額以上のものは条例の対象になるのか、また、対象となる場合には、現在設定のない最低制限価格を清掃・警備と同様に設定するお考えかご説明願います。 対象としない場合は、工事技術者は対象となるのに設備管理業務などに従事する技術者を対象としない理由をご説明願います。

2. 設定賃金について

- (1) 設定賃金について、条例上の考え方、その根拠および金額水準についての考え方をお示し願います。
- (2) 対象の業務および工事（以下、対象業務）は、予定価格により区分されるようですが、札幌市全体においては、市の対象外業務のみならず国、道並びに民間の同様、業務および工事（以下、対象外業務）もあり、総体に比しその効果はきわめて限定的であると思われませんが、どのように判断されているか、ご説明願います。
- (3) 予定価格により対象業務と市の対象外業務を区分した場合、積算および落札額の根拠となる労務費単価の下限値が異なることになり、個々の入札ではなく、市が行う入札全体としての公平性を欠くことになり、制度として矛盾を生じると思われますが、いかがお考えか、お示し願います。
- (4) 対象外業務の施設で対象業務と同様の仕事に携わる従事者との間に賃金格差を生じさせ、新たな労使問題さえ引き起こしかねないことが懸念されますが、どのように判断され、またその説明責任をどのように果たされるか、お示し願います。

- (5) 対象業務において最低賃金以上を支払っても条例違反である場合は、罰則が科せられますが、最低賃金法との整合性の問題について、どのようなお考えか、お示し願います。
- (6) 下請け業者にまで支払を義務付けるようですが、民間同士の契約まで条例を適用し、規制することができるのかご見解をお示し願います。
- (7) 条例とは別に最低制限価格率の引上げを、ご検討いただいておりますが、市の公表している「建築物保全業務積算基準」と「労務単価」に基づく積算では、従事者の技術能力ごとに最賃以上の賃金が設定されており、率を予定価格の90%以上とした場合、十分に公契約労働者の賃金確保と生活保護費以上の賃金になると思われますが、あえて条例で規制しなければならないのはなぜか、ご見解をご説明願います。

3. 予定価格および落札金額について

- (1) 予定価格の予算措置および落札の決定方法が、現状明確にされていませんが、支払可能な額以上での落札価格の保障はなされるのか、お示し願います。
- (2) WTO 物件は、すべてが対象の業務および工事となり、最低制限価格は設定できないこととなりますが、落札価格の保障は、どのようになされるのか、ご説明願います。
- (3) 積算される予定価格が増嵩すると想定されますが、一方で民間契約額以上のケースが生じることが懸念され、納税者に対して納得のいく説明を、どのようにされるのか、お示し願います。
- (4) 現行の入札では、区役所の清掃や駐車場整理業務等のように、同程度の規模の同様施設、同様仕様の業務において、予定価格が異なっている事例がありますが、条例が制定された場合、予定価格は対象外業務も含めすべてが、公平かつ正確に積算される必要があります。どのような審査を行うのか、ご説明願います。
- (5) 条例が実施された場合、審査量は膨大になると思われ、特に年間契約となる清掃および施設警備業務は、2～3月期に集中して入札が行われますが、審査体制の整備と予算措置についてお示し願います。

4. 提供役務サービスの質の向上について

- (1) 地方自治法第234条の2第1項において「契約の履行の確保」のため必要な監督又は検査を実施し、質は確保されていることとなっていますが、現状清掃および警備業務を評価しうる検査の実施は、難しい旨のご回答をいただいております。条例施行後の評価は、どのようになされるのか、ご説明願います。

- (2) 今までの検査による判断は、間違いであることとなるのでしょうか？
間違いと判断された場合には、さかのぼって契約に基づくペナルティは科せられることになるのか、ご説明願います。
- (3) 現行入札では、履行確保のため業務内訳書に加え、関係法令等の遵守の誓約書を提出しておりますが、ほとんどの業務において日報等の報告書のみによる確認しかされておられません。対象外業務を含め公平な確認方法を説明願います。

5. 経営安定化について

現在の低価格競争、民間ユーザーからの料金の引下げ要求などが横行する中で、一方では毎年ように大幅な最低賃金の引上げが実施される非常に厳しい経営環境下にあつて、私ども業界は労働関係法令等を遵守しながら、企業努力を続けてまいりました。

一部の公契約対象業務に従事する従業員の賃金のみの確保とその見直しでは、パート従業員が増加するなど雇用条件が悪化することになり、一人当たりの従業員の所得が低下する結果となる懸念があります。

業界全体の安定的な雇用の確保どころか経営の維持・安定化は難しくなり、生活保護世帯の増加に波及する懸念がありますが、こうした影響についてどのようにお考えか、ご説明願います。

II 条例によらない改善についての提言

当協会としては、要望書の内容に沿って現行入札制度の運用基準を改善し、適正に実施することにより、新たに公契約条例を制定するまでもなく、札幌市の目的とする従業員の労働環境の改善、提供役務サービスの質の確保、ひいては経営の改善および安定化が図られ、公正公平で総合的な実現が可能となると思料し提言します。

ご検討の上、ご回答よろしくお願いします。

要望書の実現により見込める改善内容

(1) 予定価格決定方法の周知徹底

- ① 建築物保全業務積算基準と労務単価による積算による予定価格は、公正かつ公平で民間契約との整合性がとれます。
- ② 作業員の技術水準を反映した賃金構成となり、不当な賃金格差も生じません。
- ③ 法定福利費等も適正に反映されるため、法的な労働環境全般の改善が期待できます。

(2) 最低制限価格率の引上げ

- ① 設備管理業務を含むすべてのビルメンテナンス業務を最低制限価格の設定の対象とすることにより、公平と不良・不適格業者の排除が図られます。
- ② 最低制限価格率を 90%以上とすることで、賃金の引上げとパートから日勤者への雇用形態移行など労働条件の改善も期待できます。
- ③ (1) の②③の効果がより期待できます。

(3) 履行要件の制限の強化と厳正なる実施

- ① 履行要件として、配置従業員における最底賃金をはじめとする関係法令遵守のために証拠書類の提出を求めることで、法的な労働環境全般の確保が期待できます。
- ② 不良不適格業者の入札参加抑制が期待でき、ダンピング防止、より公正かつ公平な入札および提供業務の質の確保も期待できます。

(4) 履行要件確保のため業務計画書等提出の義務化

労働関係法令、業務関係法令の遵守および (3) の②の効果が、より期待できます。

(5) 検査・評価の実施

提供業務の質の確保を求めることにより、不良・不適格業者の排除が期待できます。

(6) 複数年契約

- ① 要求水準以上の業務の質の向上が期待できます。
- ② 経営および雇用の安定化が期待できます。

以上